

第5次食育推進基本計画が決定されたことに伴い、その趣旨及び概要について周知するものです。

8 文科教第683号
令和8年7月7日

都道府県・指定都市教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学法人の長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長
塩見 みづ枝

第5次食育推進基本計画について（通知）

食育推進基本計画は、食育基本法第16条に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、概ね5年ごとに作成・決定しています。

この度、第9回食育推進会議において、第5次食育推進基本計画（以下、「第5次基本計画」という。）が本年6月24日付けで決定され、農林水産省より所管の関係機関・団体等に対する周知依頼がありましたので、通知します。

第5次基本計画では、本年5月27日に公布・施行された改正後の食育基本法の基本理念や基本的施策等の具体化を図るため、特に取り組むべき重点事項として「農林漁業教育」や「大人の食育」等を定めたほか、目標に関しては、個人目標と地域目標に分類して整理した上で、その達成状況について、PDCAサイクルに基づく取組を適切に実施すること等が位置付けられております。

貴職におかれては、下記の事項に特段の配慮をいただき、第5次基本計画に基づく取組を積極的に推進していただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に

対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校、学校法人並びに所管の認定こども園及び域内の市区町村（指定都市を除く）の認定こども園主管課に対して、各指定都市市長におかれては、所管の認定こども園に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、各国公立大学法人の長、大学を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学省所轄学校法人理事長におかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する学校設置会社におかれては、その設置する大学に対して、本計画の周知を図るとともに、本計画の内容を踏まえた取組が推進されるよう配慮願います。

記

1. 地方公共団体による食育推進計画の見直し等への参画について

食育基本法第17条及び第18条において、都道府県及び市町村は、食育推進基本計画を基本として、食育推進計画を作成するよう努めることとされています。今後、各都道府県及び市町村において、第5次基本計画を基にした新たな食育推進計画の作成や改定が行われる見込みですので、教育委員会その他の教育関係機関におかれては、多様な主体との連携・協働の下、食育に関する取組を推進いただくようお願いいたします。

なお、計画事項の実施に当たっては、第5次基本計画に定められた以下の重点事項や目標・指標、特に太字下線を付した学校教育に関わる部分について特段の配慮をお願いいたします。

【第5次基本計画における重点事項】

- (1) 学校等での食や農に関する学びの充実
- (2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進
- (3) 国民の食卓と生産現場の距離 を縮める取組の拡大

【食育推進の目標・指標】

- (1) 国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）
 - 食育に関心を持つ
 - ・食育に関心を持っている国民の割合：90%以上
 - 家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす
 - ・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数：週10回以上
 - 朝食の欠食を減らす
 - ・朝食を欠食する子供の割合：5%以下
 - ・朝食を欠食する若い世代の割合：25%以下
 - 栄養バランスに配慮した食生活等を実践する
 - ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国

民の割合：45%以上

- ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合：30%以上
- ・食塩摂取量の平均値：7 g（令和14年度）
- ・野菜摂取量の平均値：350 g（令和14年度）
- ・果物摂取量の平均値：200 g（令和14年度）
- ・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に関心をつけた食生活を実践する国民の割合：70%以上

○ゆっくりよく噛んで食べる

- ・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合：55%以上

○農林漁業体験を経験する

- ・農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合：60%以上
- ・農林漁業体験を経験した国民（本人）の割合：50%以上

（2）地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

○学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組を増やす

- ・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数：月15回以上
- ・学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和7年度）から維持・向上した都道府県の割合：90%以上
- ・学校給食における国産食材を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和7年度）から維持・向上した都道府県の割合：90%以上

○地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす

- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合：55%以上
- ・郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合：60%以上

2. 地方公共団体及び学校における食育の推進について

食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家族の状況や生活の多様化、また食料安全保障に関わる情勢の変化といった食や農林漁業を取り巻く状況の変化を踏まえれば、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい社会づくりを推進していくことが重要です。

このため、都道府県及び市町村は、地方公共団体内の関係部局の緊密な連携の下、食育に関する活動を行う教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者や関係機関等の協力も得つつ、地域において多様な関係者の連携・協働の下、食育を推進する中核となる人材の育成と地域の特性に応じた実効性の高い食育を一層推進いただくようお願いします。

特に、重点事項（1）学校等での食や農に関する学びの充実の具体的な施策とし

て改正食育基本法に位置付けられた「農林漁業教育」については、都道府県及び市町村食育推進計画や各学校の食に関する指導に係る全体計画等に、教育関係者、農林漁業者等の連携による体制の整備や、「農林漁業教育」を推進する旨を位置付け、取組を推進していただくようお願いします。その際、食料安全保障の確保に不可欠な「合理的な価格の形成」について、児童生徒等が発達段階に応じてその必要性を理解し、関心をもって主体的に取り組めるよう、これらに関わる内容を併せて全体計画等に位置付け、一体的に推進していただくようお願いします。

【別添１】第５次食育推進基本計画

【別添２】第５次食育推進基本計画 概要

(本件担当)

文部科学省総合教育政策局

健康教育・食育課 学校給食・食育係

TEL：03-5253-4111（内線 2095）

Mail：shoku@mext.go.jp